

院内保育事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、看護職員の離職防止及び再就業を促進するため、次の各号に掲げる者が、その開設する病院及び診療所（以下「医療機関」という。）に従事する職員の委託を受けて行う児童に対する保育及び医療機関での入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な児童の保育（以下「病児等保育」という。）を行う事業（以下「院内保育事業」という。）に要する経費について予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

- (1) 日本赤十字社
- (2) 社会福祉法人恩賜財団済生会及び社会福祉法人北海道社会事業協会
- (3) 社会福祉法人（前号に掲げる者を除く）
- (4) 厚生農業協同組合連合会
- (5) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (6) 地方公務員等共済組合
- (7) 私立学校教職員共済組合
- (8) 農林漁業団体職員共済組合
- (9) 健康保険組合及びその連合会
- (10) 国民健康保険団体連合会及び国民健康保険組合
- (11) 学校法人
- (12) 医療法人
- (13) 一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人
- (14) 独立行政法人
- (15) その他知事が適当と認める法人

2 院内保育事業は、次の各号に該当する場合は、委託して行うことができる。

- (1) 院内保育事業を行うための保育施設は委託者の設置するものであること。
- (2) 職員定員の枠等やむを得ない事情により前号の保育施設の運営のみを委託するものであること。
- (3) 委託先は委託者が十分指導監督できる団体であること。
- (4) 委託契約については、契約書を取り交わし、かつ少なくとも次に掲げる事項が明記されていること。

- ア 委託に係る院内保育事業の管理責任者は委託者であること。
 - イ 受託者の善管注意が義務づけられていること。
 - ウ 委託された院内保育事業に従事する保育士等職員の人件費の額が明確にされていること。
- 3 病児等保育，緊急一時保育，児童保育及び休日保育の実施に係る基準については，別に定めるものとする。
- 4 開設初年度における院内保育所立上げ支援事業に係る基準については，別に定めるものとする。
(補助金交付の対象等)

第2条 補助対象施設は，第3条に掲げる院内保育施設の種別に該当し，12か月運営し，かつ保育料として1人当たり月額平均10,000円以上徴収している施設とする。ただし，次の各号のいずれかに該当する場合は，運営期間が12か月未満の施設も補助対象施設とする。

- (1) 当該院内保育施設が開設初年度である場合
- (2) 当該院内保育施設が運営を休止した場合において，その運営の休止が天災地変その他保育施設の設置主体の責めに帰することができない事由によるものであると知事が認める場合

2 補助金の交付の基準額及び対象経費は，別表に定めるところにより算定する。なお，運営月数の算定に当たっては，その月における開所日数が15日以上である場合に1か月として算定する。

3 補助金の交付額は，次により算出するものとする。ただし，算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは，これを切捨てるものとする。

- (1) 別表の1の基準額欄に定める基準額と同表の2の対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号により選定された額の合計額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。
ただし，前条第1項第1号，第2号，第4号及び第14号の法人にあつては，開設初年度を除き，前号により選定された額の合計額に $\frac{2}{3}$ を乗じて得た額に0.9を乗じて得た額を交付額とする。

(院内保育施設の種別)

第3条 院内保育施設の種別はA型及びB型とし，A型は児童4人以上で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものでB型に該当しないものとする。B型は児童10人以上で保育時間10時間以上及び保育士等職員4人以上を有するものとする。ただし，児童1人以上4人未満で保育時間8時間以上及び保育士等職員2人以上有するものをA型特例とし，B型のうち児童30人以上で保育士等職員10人以上を有するものは，B型特例とする。また，A型及びB型いずれの場合においても，保健師，助産師，看護師及び准看護師の委託を受けて保育する児童が1人以上の場合に限るものとする。

(交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号とし、その提出部数は1部とし、その提出期限は、知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、提出部数は1部とする。なお、様式は別に定めることとする。

- (1) 申請額算出内訳
- (2) 保育士等給与費明細書
- (3) 事業計画書
- (4) 歳入歳出予算書(見込書)抄本
- (5) 保育料金が規定された規則等の書類
- (6) 第1条第2項の規定により院内保育事業の運営を委託している場合は、委託契約書の写(原本証明したもの)及び運営要綱等。

(交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合(軽微な変更を除く。)は、知事の承認を受けるものとし、その申請手続は、毎年度1月10日までにを行うものとする。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別記様式第3号により速やかに知事に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を実施する者が全国的に事業を展開する組織の支部(又は一支社、一支所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(保育所設置主体の義務)

第6条 保育所設置主体は、設備及び運営について、児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)を尊重するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第2号のとおりとし、その提出期限は、当該補助事業を完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して10日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとし、提出部数は1部とする。なお、様式は別に定めることとする。

- (1) 事業費精算書
- (2) 保育士等給与費明細書
- (3) 事業実績報告書

(帳簿等の保存期間)

第9条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了した日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

この要綱は、昭和50年1月18日から施行し、昭和49年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年6月7日から施行し、昭和50年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和51年7月12日から施行し、昭和51年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年10月24日から施行し、昭和52年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年6月23日から施行し、昭和53年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和54年6月15日から施行し、昭和54年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年6月14日から施行し、昭和55年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年6月2日から施行し、昭和56年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年7月5日から施行し、昭和57年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 59 年 6 月 22 日から施行し、昭和 59 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、昭和 62 年 12 月 11 日から施行し、昭和 62 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 1 月 18 日から施行し、平成 2 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 3 年 8 月 21 日から施行し、平成 3 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 4 年 10 月 7 日から施行し、平成 4 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 9 月 20 日から施行し、平成 5 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 2 月 21 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 12 月 28 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 10 月 25 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 10 月 22 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 2 月 1 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 11 年 12 月 28 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 3 月 26 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 11 月 18 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 14 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 12 月 4 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 9 月 30 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 3 月 30 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱第 2 条第 3 項第 2 号ただし書の規定は、平成 19 年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 3 月 31 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱第 5 条第 4 号の規定は、知事が別に指示する年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 3 月 30 日から施行し、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱の規定は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、改正後の院内保育事業運営費補助金交付要綱第 5 条第 4 号の規定は、知事が別に指示する年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 30 日から施行し、平成 22 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 5 月 9 日から施行し、平成 23 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 8 日から施行し、平成 26 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行し、平成 28 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 10 月 29 日から施行し、平成 30 年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 9 月 27 日から施行し、令和 4 年度分の補助金から適用する。

別 表

1 基準額	2 対象経費
<p>各院内保育施設につき，（１）により算定した額より，別添に定める保育料収入相当額を控除した額に，別添に定める院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数による調整率を乗じて得た額と，（２）により算定した額の合計額とする。</p> <p>（１）基本額</p> <p>（A型特例）</p> <p>1人×180,800円×運営月数</p> <p>（A型）</p> <p>2人×180,800円×運営月数</p> <p>（B型）</p> <p>4人×180,800円×運営月数</p> <p>（B型特例）</p> <p>6人×180,800円×運営月数</p> <p>（２）加算額</p> <p>（24時間保育を行っている施設）</p> <p>23,410円×運営日数</p> <p>（病児等保育を行っている施設）</p> <p>187,560円×運営月数</p> <p>（緊急一時保育を行っている施設）</p> <p>20,720円×運営日数</p> <p>（児童保育を行っている施設）</p> <p>10,670円×運営日数</p> <p>（休日保育を行っている施設）</p> <p>11,630円×運営日数</p>	<p>院内保育事業を行うために必要な保育士等職員の人件費（給料，諸手当等）及び委託料（内訳は人件費とする。）</p>

別添

保育料収入相当額及び負担能力指数による調整率の算出方法

1 保育料収入相当額

保育料収入相当額は、24,000 円に保育月数を乗じた金額の合計額とする。また、保育料収入相当額の算出に当たって、対象となる上限の人数は次のとおりとする。

種別	保育児童
A 型特例	1 人
A 型	4 人
B 型	10 人
B 型特例	18 人

2 負担能力指数

負担能力指数とは、補助を受けようとする年度の前々年度の病院決算における当期剰余金を、補助を受けようとする年度の院内保育施設運営費に係る設置者負担額（院内保育事業運営費補助金交付前の額）で除した数値とする。

ただし、院内保育施設運営費は、院内保育施設運営費支出予定額と次に定める標準経費とを比較して少ない方の額とする。

$$\text{標準経費} = \text{保育士等の数} \times 1 \times \text{標準人件費 (3,186 千円)} + \text{その他の経費} \times 2$$

※1 保育士等の数は、当該年度 4 月 1 日（土曜日又は休日の場合は直後の平日とする。）現在の院内保育施設利用職員の児童数を、2.6 で除した数値（小数点第 2 位を四捨五入する。）とする。

ただし、算出された保育士等の数が A 型特例及び A 型にあつては 2 人、B 型にあつては 4 人、B 型特例にあつては 10 人を下回る場合は、当該院内保育施設の保育士等の数は、A 型特例及び A 型 2 人、B 型 4 人、B 型特例 10 人とする。

※2 その他の経費は、院内保育施設運営費支出予定額から保育士等の職員の人件費を除いた経費とする。

ただし、借入金の返済、土地購入等の資本取引に係る経費及び保育士等職員の給食費等院内保育施設の運営費以外の費用は含めない。

3 負担能力指数による調整率

院内保育事業運営費補助金交付要綱の別表に規定する院内保育施設の運営に係る設置者の負担能力指数（以下「負担能力指数」という。）による調整率は、次のとおりとする。

ただし、院内保育施設設置後 3 か年を経過していない施設にあつては適用しない。

負担能力指数	調整率
5 未満	1.0
5 以上 20 未満	0.5
20 以上	0.0

令和 年度院内保育事業運営費補助金交付申請書

番 号
令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

事業者住所

氏 名

この事業について、次により補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

- 1 申 請 金 額 円
- 2 申 請 額 算 出 内 訳
- 3 保育士等給与費明細書
- 4 事 業 計 画 書
- 5 保育料金が規定された規則等の書類
- 6 委託契約書の写し及び運営要綱等（保育所運営を委託している場合）
- 7 歳入歳出予算書（見込書）の抄本

別記様式第2号

令和 年度院内保育事業運営費補助金事業実績報告書

番 号

令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

事業者住所

氏 名

令和 年 月 日指令 第 号で交付決定を受けたこの補助金に係る事業実績について、次の関係書類を添えて報告する。

事業開始年月日 令和 年 月 日

事業完了年月日 令和 年 月 日

- 1 事業費精算書
- 2 保育士等給与費明細書
- 3 事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

広 島 県 知 事 様

事業者住所
氏 名

令和 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた院内保育事業運営費補助金
について、次のとおり報告します。

1 広島県補助金等交付規則第 13 条に基づく額の確定額

金 円

2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
(要県費補助金返還額相当)

金 円

3 添付書類

- (1) 2 の金額の積算の内訳を記載した書類
- (2) その他参考となる資料